

【標題】 「コロナ社会の学校運営と教員の働き方改革について」

- (1) 教員の業務の優先順位について (教育長)
- (2) 教員の働き方改革と予算編成について (企画部長)

皆様こんにちは。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして「コロナ社会の学校運営と教員の働き方改革」についてお伺いします。

御承知のように、新型コロナウイルス感染症では、ワクチンや特效薬が広く国内に行き渡り、私たちの生活が平常に戻るのがいつになるか、まだまだ見通せません。それまでは、感染予防に努めながら第2派、第3派に備えていくこととなります。

とはいうものの、第1波という大きな山を越えたことは確かなようで、今後の対応について、落ち着いて検討してみるタイミングでもあると思います。

「コロナ社会における学校運営」については、文部科学省から「小中学校における教育活動に関するQ&A」と「学校における衛生管理マニュアル」の2本な事務連絡が出ました。「おいおい事務連絡だけか」と思っていたところ、この6月5日に、文部科学事務次官通知「コロナ社会における学校運営のためのガイドライン、及び学びの保障総合対策パッケージ」が出されました。感染症拡大防止の大きな山を越えたことから、学校運営全般を見渡した上での基本的な考え方を、事務次官通知として示したと思われます。文部科学省のホームページからダウンロードした資料をお配りしましたので、お時間のあるときにご覧いただけると幸いです。

一方、いつまで続くのか分からないコロナ社会において、長期間に渡ることを前提として、安定的に、かつ持続的に学校運営を行っていくためには、忘れてはならない通知もあります。それは、約1年前の文部科学事務次官通知「教員の働き方改革に関する取組の徹底について」です。これは、お配りしました資料の6ページ以降になります。

この「教員の働き方改革」通知の背景には、「公立学校の教員給与に関する特別措置法」、略称「給特法」、別名「教員定額働かせ放題法」という、公立学校の教員を労働基準法一部適用外に置き、時間外勤務手当を支給しないという■法があります。教員には時間外勤務手当を支給しなくてもよいので、教育委員会は教員の残業時間を気にしなくてもよいと思わせてしまった天下の■法です。そして、結果として、多くの先生方が過労死ラインを越える勤務時間となってしまいました。

このような教員の勤務状況を改善するため、つまり普通の公務員と同じような勤務状況に少しでも近づけるために、文部科学省が重い腰を上げたのが、この文部科学事務次官の「教員の働き方改革」通知です。

なお、法人立、いわゆる私立の学校と国立の学校の教員は、公立ではないので「教員定額働かせ放題法」の適用外です。

さて、先ほどの事務次官の「教員の働き方改革」通知に何が書いているかというと、羽島市教育委員会が、羽島市立小中学校教員の勤務時間を管理するよう求めています。それ以外にも、羽島市や羽島市教育委員会が、羽島市立小中学校に課している業務について見直すことも求めています。見直し策として、これまで学校や教員が担ってきた業務を、①「基本的には学校以外が担うべき業務」、②「学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要のない業務」、③「教員の業務だが、負担軽減が可能な業務」に分類して整理し、教員と教員以外の役割分担を適正化することが示されています。このことは、羽島市のタウンミーティングで説明していただいた記憶があります。

そこで、今回は、この2本の文部科学事務次官通知の内容を踏まえながら、コロナ社会における、「コロナ感染予防」と「教員の働き方改革」の両方に取り組む学校運営についてお尋ねします。

コロナ社会以前の学校では、新学習指導要領の完全実施に備えて、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業について準備をしてきました。さらに、今後重視されるプログラミング教育、英語教育、道徳教育、言語能力の育成、理数教育、伝統や文化に関する教育、主権者教育、消費者教育、特別支援教育などについても準備をしてきました。

他にも、交通安全教育、情報モラル教育、G I G AスクールなどのICT教育、キャリア教育、がん教育、禁煙教育、人権教育など〇〇教育を挙げるだけでもいくつも出てきます。これらは、教科の授業とは別に行われる教育活動です。

さらには、すべての教員が子ども達に同じように対応するための情報共有、共通理解を図る会議や、学校行事の準備、調査に対する回答作成、教育委員会主催会議など、学校を運営するための業務もあります。

そのため学校の教員は多忙を極め、残念なことに、これらの業務の合間に授業を行っているのか、授業の合間にこれらの業務を行っているのか、一体どちらか分からないような状況がよく見受けられたりします。

そして、コロナ社会の学校の教員は、これら今までの業務に加え、コロナ感染症予防のための取り組みや、今後、第2派、第3派で休校になった場合に備えて、ICTを活用した遠隔指導の研修や準備もしなければなりません。

今回の議会においても、学校教育について様々な議論が何回も繰り返されました。今回の議会で取り上げられた、学校の先生方に関する課題の多さ、議論の多さが、コロナ社会における学校の先生方の置かれた状況を端的に表しています。

勿論、コロナ感染症とともに生きるコロナ社会では、誰もがコロナ感染予防に努めるべきであり、学校の教員もそのために努力をすべきことは当然です。そして、その責任を一身に背負って、羽島市の先生方は懸命に努力していらっしゃいます。自分の学校の子ども達から感染者は出さない、自分の学校からクラスターは発生させないと、自らの家庭や我が子のことは後回しにして、懸命に努力されています。天下の■法、「教員定額働かせ放題法」によって残業手当が支給されない中でも、勤務時間を度外視して、朝早くから夜遅くまで子ども達のために頑張っていると思います。

そしてその努力は、終わりの見えないコロナ社会では、一時的、緊急避難的な取り組みではなく、長期にわたり継続的に続くわけです。先生方がバーンアウト、燃え尽きてしまわないかと心配になるのは、私だけではないと思います

一方、教員が最も力を注がなければならないことは、言うまでもなく子ども達の教育です。子ども達の学力も含めた人間的成長をはかることです。学びの保障をすべての子ども達に等しく与えることです。

多くの先生方の心に引っ掛かっていることは、コロナ感染症予防の定型的な作業をこなすため、子ども達の小さな変化を発見し、きめ細かく対応する時間を十分には確保できないことです。

今回の休校では、その間の子ども達の成長の様子が大きく異なる可能性があります。インターネット環境が完備し、自分専用のパソコンがある子ども達がいれば、反対に、育児放棄に近い状況で、食事も満足にとれず、家でずっとテレビを見たり、ゲームをしたりしていただいただけという子ども達もいます。久し振りに学校へ登校してきたら、げっそりとやせ細っていたり、やんちゃと言えるほど活発だったのに別人のように元気が無くなってしまった子ども達もいるはずです。

そのような子ども達を真っ先に発見して、しっかり対応することも、専門性を持った教員にしか出来ないとても重要なことです。いわゆる、教育格差への対応です。

また、学習意欲が低い子ども達、学力が低い子ども達にとって、夏休みや冬休みが短くなったり、一日の授業時間数が7時間授業になったり、学校行事がなくなって授業ばかりになったりすることは、学力向上よりもむしろ学力低下に繋がる可能性が高いと思われます。そのような子ども達をできるだけ早く発見して、特別な支援をしたい、そのための時間がほしいと、多くの教員は思っています。

ステイホームが辛い、あるいは、学校へ登校するのが辛いという子ども達の心のケアもあります。先生方は、先生と子ども達、それから子ども達同志の関係づくりと心のケアの時間をしっかりと確保したいと思っています。

そして、「コロナ社会における学校運営」においては、今回の議会で議論された多くの課題に対応しながら、コロナ感染症予防対策と、子ども達に寄り添ったきめ細かい指導のバランスを取っていかなければなりません。限られたマンパワーと予算の中でどのようにバランスを取っていくかが、学校運営上大きな課題となってきます。

このバランスを取るということに関して、先程、文部科学省事務次官の「教員の働き方改革」通知で示された、①「基本的には学校以外が担うべき業務」、②「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」、③「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」に分類して見直せという指摘をご紹介しました。

私は、バランスを取る上で、学校が、子ども達の学力も含めた人間的成長を実現し、すべての子ども達に学びの保障をするためには、先ほどお話しした、先生方が気になっていることに対応する時間を、しっかりと確保することが必要だと思います。先生方が、このようなコロナ社会の困難な状況のときだからこそ、子ども達の学びの保障に集中できる環境を整備すべきと思います。

そしてその実現のために、6月5日付け文部科学省事務次官通知「コロナ社会における学校運営のためのガイドライン及び学びの保障総合対策パッケージ」に従いながら、もう1本の文部科学省事務次官通知「教員の働き方改革」が示すように、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」をできる限り外部へ委託すべきだと思います。

例えば、子ども達にやらせないとすれば教員の指導も不要となるであろうトイレ掃除や給食の配膳、更には教員でなくとも実施可能な、ドアノブ、ロッカー、机や共有備品の消毒などの定型的な業務の外部委託です。

特に、トイレ掃除は、新型コロナウイルス感染症の子ども達の排泄物にはウイルスが含まれているという報告があり、そのウイルスに感染力がどの程度あるかは不明ではありますが、トイレ掃除を子ども達にさせることには保護者には抵抗があると思われます。また、子ども達と頻繁に接触する教員がトイレ掃除をすると、教員から子ども達に感染するリスクが高まる可能性もあります。

このような、コロナ感染症予防のための単純で定型的な業務を外部へ委託して、教員の専門性が求められる業務に教員がしっかり時間をかけられるような学校運営が必要です。さらに、そのような学校運営を校長が出来るよう、羽島市と羽島市教育委員会が校長を指導、支援すべきと思います。

そして、このような羽島市の姿勢が話題になれば、県内の優秀な教員が羽島市へ集まることや、教育熱心な保護者が羽島市に集まることにも繋がるかもしれません。

逆に、緊急避難的な短期間ならばともかく、いつまで続くか分からない長期間にわたって、大きな負担を、教員の使命感だけに頼って教員にさせているのは、心を病む教員や過労死する教員が増えたり、優秀な人材が教員になることを敬遠したりする可能性が高まります。

実際に、この4月に教員に採用された先生方の採用倍率は、小学校は受験者数が610人、採用者数が272人、倍率は2.2倍。受験者の2人に1人は採用という結果です。中学校や高校などの全体でも3.3倍です。受験者の3人に1人は採用です。

このような状況を考えると、遠くない将来に、私たちにとって、とてつもないしっぺ返しが待っているような気がしてなりません。医療崩壊ではなく学校教育の崩壊です。そうなる前の事前の一手が必要です。

確かに、6月5日付け文部科学事務次官通知には「人的物的体制の緊急整備」として、教員加配3,100人、学習指導員61,200人、スクールサポートスタッフ20,600人の計84,900人の追加配置を第二次補正予算案に計上するとあり、その補正予算が先日の国会で成立しました。全国の公立小中高校等は合計で約34,000校なので、1校当たりに換算すると、殆どは教員以外の非常勤職員ですが、何らかの職種で概ね2人ちょっとの増員が図られるという規模感です。

また、感染状況や学校規模等に応じて、小中学校では一校当たり100万円から200万円程度支援することも示されています。

私には、現時点では、国や県の10/10の補助事業になるのか、市にも一定の負担があるのか、あるいは地方交付税措置なのか分かりませんし、使い勝手も分かりません。県教委が実際の配分を決めるのかもしれませんが、しかし、先生方や子ども達のことを思えば、これらを上手く活用することが重要です。

そこで教育長に質問です。

コロナ感染症とともに生きるコロナ社会の学校運営における、文部科学省事務次官通知「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」を踏まえた、教員の勤務や担当業務のあり方、さらには教員に最も時間をかけて最優先に取り組ませなければならない業務について、学校で頑張っている先生方に向けた言葉とともに、教育長のお考えをお伺いします。

教育長の答弁

御答弁ありがとうございました。様々な現場への配慮をありがとうございました。

月1回の土曜日に授業を行うとお聞きしています。7月から3月まで半日授業を8回、合計4日分の勤務になります。

市役所の公務員であれば、時間当たり給料の35%増しとなる休日勤務手当を支給するか勤務の振替をすればよいのですが、公立学校の教員は、先ほどの天下の■法「教員定額働かせ放題法」により、休日勤務手当は支給できず、勤務の振替、つまり代休を取得させるしかありません。

子ども達は、土曜日に登校しても他の平日が休みになる訳では無いので、教員だけが平日に代休で休むわけにはいかないのが、教員の偽りのない心情です。よくあるのが、違法ではありますが、形だけ代休にしておいて実際には出勤して授業をするというパターンです。

ひょっとして、短縮された夏季休業の平日14日間の中で4日分の代休を取るという考えもあるかもしれません。しかし、部活動指導や、各種会議、研修、検討されている中体連夏季大会、さらには夏季特別休暇4日の取得などがあり、それもなかなか困難かと想像します。

そこで、教育長にお尋ねします。

土曜日に授業を実施する合計4日分のサービスの取り扱いについてご説明ください。

教育長の答弁

御答弁ありがとうございました。
最後に質問ではなくお願いを一つ。

専門機関との連携が必要な事は教育委員会から各学校へ指示、指導されていると思います。今回のコロナ感染症予防対策では、各校長は何を実施するか手探りで検討している状況だと思われます。このような場面で起きやすいのが、「あの学校がやっているから本校もやらないといけない」という気持ちです。保護者や地域からの、「あの学校がやっているけれど、なぜ私たちの学校はやらないのか」という意見への意識です。

教育のことならば、校長は自信を持って判断し説明されると思いますが、コロナ感染症予防対策は医学、医療の事なので校長は専門外です。そのため、「やらないよりやった方がよい、やれることは何でもやっておこう」という判断や、「あの学校がやっているから」という横並び意識からくる、過剰対応が心配です。

過剰対応は、結果的に子ども達へのきめ細かい対応をする時間を奪うことになり、子ども達にとっても教員にとってもリスクであり、ストレスになります。極端な話、学びの保障の弊害となりえます。是非とも、コロナ感染症予防対策の一つ一つについて、その予防効果や実施上の工夫に関して、専門家である学校医や学校薬剤師の指示を受けるよう、各校長を指導、助言いただきたいと思います。校長が市教委のマニュアルに従うことは当然ですが、その運用にあたっては、校長自身が専門家である学校医や学校薬剤師と医学的観点から情報交換することも、とても重要です。

よろしく申し上げます。

次は、教育委員会の予算を編成している財政当局にお尋ねします。

「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」である「コロナ感染症予防のための単純な業務」を外部へ委託し、教員の専門性が必要な、子ども達の成長や学びの保障のための業務に、教員を専念させる時間を確保すべきだという話をしてきました。

しかし、これは予算が伴うことなので教育委員会の判断だけではなく、予算編成権を持つ市の財政当局の考え方も関係してきます。

市の財政当局には、天下の■法、「教員定額働かせ放題法」によって残業手当が支給されない中でも、使命感とボランティア精神で勤務時間外も子ども達のために頑張っている学校の先生方の勤務の特殊性を十分ご理解いただきたいと思います。そして、先生方がその専門性を活かして、先生方でなければできない子ども達の教育という職務を果たすための時間を十分に確保できるような予算編成をお願いします、

今後長期的に続くことが予想される学校の感染予防対策について、可能な限り外部へ委託するなど、外部の助けを借りるための予算措置をお願いしたいと思います。

そこで質問です。

コロナ感染症とともに生きる社会における学校では、教員はその専門性を活かした教育活動に今まで以上に時間をかけ、学びの保障に、より一層努力すべきであり、新たに実施することになるコロナ感染症予防対策においては、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」は可能な限り外部へ委託すべきと考えます。集中と選択、教育重視の施策の中、この点に関する財政当局の予算編成の考え方を伺います。

企画部長 市長の答弁

答弁では、積極的な姿勢・対応を示していただきました。現場の先生方も勇気づけられたことと思います。ありがとうございました。

羽島市立学校については、施設設備の整備のみならず、どの教科書を使うかという教育のあり方や教員の服務監督を含め、県ではなく設置者である羽島市の責任範囲です。

市長部局には、この責任の重さを十分ご理解いただいておりますが、天下の■法「教員定額働かせ放題法」が学校で学ぶ子ども達に与える影響を踏まえ、今後も安定的・持続的な学校運営についてご理解とご支援をよろしく願います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。